

(3) 水辺からの眺望に配慮した景観誘導

① 目的

水辺の散策路や水上バスなど、水際や水上からの視点に配慮し、水辺を生かした建築物等を適切に誘導することにより、美しく潤いのある水辺景観を形成することを目的とする。

② 景観誘導区域

景観誘導区域は、水辺景観形成特別地区の区域とする。

③ 大規模建築物等の建築等に係る景観形成基準

景観形成基準は、図表 3-3 大規模建築物等の建築等に係る景観形成基準及び水辺景観形成特別地区の景観形成基準とする。

事業者は、水辺からの見え方について検討を行い、水際や水上などから事業地を眺望したシミュレーション図を大規模建築物等の建築等に係る事前協議の際に提出するものとする。